

旧司法試験 刑法 平成11年 第1問

問題文

甲と乙は、乙の発案により、路上で通行人を恐喝して金を取ることを計画し、ある夜、これを実行に移すことにした。予定の場所に先に来た甲は、約束の時間を過ぎても乙が現れないため、いらいらしていたが、そこに身なりの良いAが通り掛かったので、計画を実行することにし、Aに近づいて「金を出せ。」と脅した。Aが逃げようとしたため、気の短い甲は、いっそAを気絶させた方が手っ取り早いと考え、携帯していたナイフの柄の部分で背後からAの頭を力任せに殴った。そこに現れた乙は、それまでのすべての事情を了解し、甲と一緒に、意識を失いぐったりしたAの懐中から金品を奪った。乙が一足先に立ち去った後、甲は、Aの様子がおかしいことに気付き、息をしていないように見えたことから既に死亡しているものと誤信し、犯行の発覚を防ぐため、Aの身体を近くの山林まで運び、茂みの中にそのまま放置した。Aは頭部に受けた傷害のため数時間後に死亡した。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。

旧司法試験 刑法 平成15年 第2問

問題文

甲は、20年以上前から乙という名前で社会生活を営み、運転免許証も乙の名前で取得していた。ところが、甲は、乙名義で多重債務を負担し、乙名義ではもはや金融機関からの借入れが困難な状況に陥った。そこで、甲は、返済の意思も能力もないにもかかわらず、消費者金融X社から甲名義で借入れ名下に金員を得ようと企て、上記運転免許証の氏名欄に本名である「甲」と記載のある紙片を貼り付けた上、X社の無人店舗に赴き、氏名欄に「甲」と記載し、住所欄には現住所を記載した借入申込書を作成した。次いで、甲は、この借入申込書と運転免許証とを自動契約受付機のイメージスキャナー（画像情報入力装置）で読み取らせた。X社の本社にいた係員Yは、ディスプレイ（画像出力装置）上でこれらの画像を確認し、貸出限度額を30万円とする甲名義のキャッシングカードを同受付機を通して発行した。甲は、直ちにこのカードを使って同店舗内の現金自動支払機から30万円を引き出した。

甲の罪責を論ぜよ（ただし、運転免許証を取得した点については除く。）。